



第4章 前期実施計画

(令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度)



1 計画の位置付け

前期実施計画は、基本計画で定めたプランの体系（基本目標—基本方針—施策）に基づいて、施策を計画的、効果的に推進していくため、具体的取組を明らかにしたものです。具体的取組の実施により、課題の解決を図り、基本目標の達成につなげていきます。

2 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

3 計画の内容

施策ごとに具体的取組、内容、担当部署を明記しています。

具体的取組のうち☆印をつけているものを「重点的取組」とします。

*重点的取組は、市民等アンケート調査の結果、懇話会で出された意見及び第2次プランの取組の結果を勘案し、男女共同参画の環境づくり及び意識の浸透を図る事業を中心に位置付けています。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

基本方針1 働く場における男女共同参画の推進

施策1 働きやすい環境の整備			
NO	取組	内容	担当課
1	☆ ワーク・ライフ・バランス※の 推進	長時間労働の抑制や休暇取得の促進、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など働き方改革関連法など労働に関する法律の履行の確保について、事業者に対して、国・県等と連携して、継続的に周知・啓発を図るとともに、事業者・市民に対してワーク・ライフ・バランス※の推進に向けて情報提供や啓発を行います。	人権・市民生活課 産業振興課
2	☆ 多様で柔軟な働き方の推進	育児・介護休業の取得促進、労働者のライフスタイルに応じた時差出勤、テレワーク、フレックスタイム制度、短時間勤務、時間単位の有給休暇制度など多様で柔軟な働き方の推進に向けて事業者に対して、ハローワークや市内経済団体と連携して情報提供や取組への支援を行います。 子育て中の従業員や地域の子育てを応援する企業を登録する市の制度として「はつかいち子育て応援宣言企業」を実施し、登録企業数を増やし、地域全体で子育て応援の機運を高め、働きやすい環境をつくりまします。	人権・市民生活課 産業振興課
3	☆ 子育てしやすい職場づくりに取 り組む事業者の支援	子育てしやすい環境づくりに取り組む事業所を支援するため、男性育児休業の取得促進や男性の子の看護等休暇取得促進に取り組む事業者への支援を行います。	産業振興課
4	☆ 働く場におけるハラスメント防 止の啓発	事業者や労働者に対して、ハラスメントに関する法令や制度、相談窓口等について周知を行い、防止に向けた啓発等を行います。	人権・市民生活課 人事課 産業振興課
5	人と人をつなぐ場づくり	経営者交流会や、子育て期等の同じライフステージ※の人同士が互いの課題を共有し、情報交換する場や機会を提供・支援します。フリーランスで活動したい人・している人同士が出会う場や地域活動にかかわっている人から話を聞く場、地域に貢献している人材の紹介などを行います。	地域振興課 産業振興課
6	市職員の時間外勤務の縮減・休 暇の取得促進	市役所の生産性を向上させ時間外勤務を縮減するとともに、特別休暇等、休暇制度の周知を図り、年次有給休暇を含む各種休暇制度の取得を促進します。	人事課



施策2 働く場における女性活躍の推進			
NO	取組	内容	担当課
7	☆ 女性活躍に向けたポジティブ・アクション※の働きかけと男女の均等な機会と待遇の確保	事業者を対象に、女性の能力を発揮するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の趣旨や必要性を周知し、実施を呼びかけるとともに、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱の廃止、男女間の賃金格差の解消などの男女雇用機会均等法※等の履行の確保について、国・県等と連携して継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。	人権・市民生活課 産業振興課
8	女性が活躍できる環境整備等への取組	経済界が主体となって労働団体や国・県・市町が参画して結成した「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として連携を図り、ワーク・ライフ・バランス※に積極的に取り組む企業の事例紹介や各種セミナーへの参加を促すなど働き方改革、女性の活躍推進のための環境づくりを進めます。	人権・市民生活課 産業振興課
9	就職や再就職を希望する女性への学習機会や情報の提供等の就労支援	就職や結婚・出産により一度職場を離れ、再就職を行おうとする女性を対象として、県や雇用対策協定を締結しているハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、各種学習機会や就業情報を提供するなど就業希望者の就業を支援します。	人権・市民生活課 産業振興課
10	女性の創業支援	女性の経験を生かした創業など地域の中に仕事や暮らしをつくる創業支援に商工会議所、商工会などと連携して取り組むほか、創業への一歩を踏み出せるようなセミナーを開催します。	産業振興課
11	女性デジタル人材育成と女性の就労能力習得支援	国や県、ハローワークなどが実施する女性デジタル人材育成や就労に係る能力習得のため各種講座、職業訓練、就労支援、給付等の情報について、情報提供を行い、女性デジタル人材育成と女性の職労能力習得を支援します。	人権・市民生活課
12	市役所の女性職員の採用・昇任・配置などの職場環境の整備	採用、給与、昇任、配置等について、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備を行うとともに、県内女子大学で学生を対象とした採用説明会を引き続き開催し採用者の確保を図ります。	人事課

基本方針2 仕事と生活の両立支援

施策3 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実			
NO	取組	内容	担当課
13	☆ 多様な保育サービスの充実	保育園等での一時預かり、延長保育、休日保育など、保育を必要とする保護者のニーズに応じた保育サービスを実施します。	こども課
14	☆ 利用しやすい病児保育の実施	こどもが病気や回復期にあり、保育園などに預けられないときに利用できる病児保育について、保護者が利用しやすい病児保育を実施します。	こども課



15	☆ 放課後などの居場所の確保	保護者が安心して働き続けることができるよう、小学校の空き教室の活用や民間の留守家庭児童会の設置補助などによって留守家庭児童会の受入枠を拡大します。また、放課後子ども教室や市民センターなどにおいて、こどもの居場所づくりに努めます。	こども課 生涯学習課 市民センター(まちづくり支援課)
16	☆ 介護サービスの充実	介護により離職しなければならない状況を少なくできるように、多様な介護サービスの充実に努めるとともに、介護サービス事業所との連携を強化し、課題解決に取り組みます。	高齢介護課
17	子育て・介護サービスの情報提供	男女がともに働き続けることができるよう、子育て支援や介護の各種サービスについて市民に行き届くよう子育て支援サイトによる情報の発信など各種媒体を利用した情報提供を行います。	こども課 子育て応援室 高齢介護課
18	ファミリー・サポート・センター [※] 事業の推進	ファミリー・サポート・センター [※] についての利用促進、及び提供会員の確保・育成を行います。	子育て応援室
19	市が実施する行事等での託児の実施	市が実施する行事や会議等において託児を実施します。	全部署
施策4 男性の家庭への参画の促進			
NO	取組	内容	担当課
20	☆ 男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を男女がともに担うという意識啓発を行うとともに、市民センターなどで家事・育児・介護の知識や技術習得など学習機会を提供します。	人権・市民生活課 市民センター(まちづくり支援課)
21	☆ 「共育て」意識の醸成	子育て中の男性も参加しやすい相談支援の場や講座を実施し、家庭内でパートナー同士が協力して家事・育児に取り組む「共育て」の意識醸成を図るとともに、父親同士がつながる場を提供するなど、多くの父親が育児を楽しみ、積極的なかわりをもつよう意識啓発を図ります。	子育て応援室 市民センター(まちづくり支援課)
22	☆ 男性の育児休業取得等の促進	男性育児休業の取得促進や男性の子の看護等休暇取得促進に取り組む事業者への支援を行い、男性の育児休業取得等の促進を図ります。	産業振興課
23	市役所の男性職員の育児休業取得の促進	「廿日市市特定事業主行動計画」に沿って、男性職員の育児休業取得率の向上に取り組みます。	人事課

基本方針3 地域における男女共同参画の推進

施策5 地域活動での男女共同参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
24	女性団体への活動支援	女性団体が、地域でより活躍できるように、活動課題を整理するとともに、活動の支援を行います。	人権・市民生活課
25	まちづくり活動への多様な主体の参画の促進	市民活動団体、NPO、企業、大学、行政など、多様な主体が連携・協力し、互いの強みを生かしてまちづくりに取り組めるよう、互いの活動を知り合い、活動者同士が対話できる機会をこれまで以上に提供・支援していきます。	地域振興課



26	女性アスリートへの支援	「女子野球タウン」認定市として、性差により競技を諦めることがないように、女性が利用しやすいスポーツ施設の整備、女子選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツ競技を継続し、楽しめる環境づくりの推進を図るとともに、女性が活躍する場にスポットを当て気運の醸成を図ります。	スポーツ推進課
27	女性が安心して暮らせる環境づくりに向けた取組の推進	女性が安心して社会参加や就労、地域活動に取り組めるよう、公共施設等におけるトイレなどについて、女性が安全で利用しやすい環境づくりに努めます。	人権・市民生活課 (施設等担当課)

施策6 男女共同参画に配慮した防災対策の推進			
NO	取組	内容	担当課
28	女性消防団の育成・支援の実施	SNS等を活用した情報発信を行い、女性消防団員数増加に取り組むとともに、地域の女性消防団員の育成・支援を行います。	消防本部総務課
29	防災・災害時における女性の参画の促進	災害時に、男女のニーズの違いに応じた対応ができるよう、防災計画の策定や地域の防災活動において女性の参画を進めます。	危機管理課

基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大

施策7 市の方針決定過程への女性の参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
30	☆ 審議会等委員への女性の積極的登用	「廿日市市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」により、市の審議会等委員の女性の積極的登用を推進し、目標達成していない審議会等には見直しを行うような働きかけを行います。	全部署
31	市役所の女性管理職の育成	女性職員が適性を生かして能力が発揮できる職域の拡大、環境整備を行います。研修派遣などにより、女性職員の能力開発と管理職への意識向上を図ります。	人事課
施策8 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
32	事業所に対し女性の管理職への登用にに向けた啓発	関係課及び市内経済団体と連携し、事業所に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を働きかけるなど、女性の職域拡大や管理職登用などの女性活躍について、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。	人権・市民生活課 産業振興課
33	地域活動団体への啓発	地域団体に対し、出前トークなどにより役員などへの女性参画に関する取組の好事例の紹介、女性参画の必要性を啓発するとともに、「町内会・自治会活動Q&A」への掲載等により引き続き、意識啓発を行います。	人権・市民生活課 地域振興課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり

基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり

施策9 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
34	互いの人権を尊重し合う意識啓発の推進	広報紙やホームページなどの各種媒体、講演会や映画上映、出前トークなどにより人権尊重の意識が浸透するよう市民・事業所に対して各種啓発事業を実施します。	人権・市民生活課
施策10 男女共同参画意識の浸透と固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
35	☆ 男女共同参画意識の浸透とアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）に対する気づきや固定的性別役割分担意識※の払拭に向けた啓発	広報紙やホームページなどの各種媒体、講演会や映画上映、市民センターの講座、市民図書館での図書などの収集、貸し出し、企画展示などにより、男女共同参画についての理解を深め、アンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）に対する気づきや固定的性別役割分担意識※の払拭に向けた啓発を行います。	人権・市民生活課 市民センター（まちづくり支援課） 図書館
36	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供	国際的な情報を収集し、市民センターの講座、リーフレットやパネル展示等により情報提供するとともに、多様な広報媒体や手段を活用して、男女共同参画に関する啓発を推進します。	人権・市民生活課

基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

施策11 こどものころからの男女共同参画に関する教育の推進			
NO	取組	内容	担当課
37	教職員・保育士等・保護者に対する研修・啓発の実施	一人ひとりのこどもを尊重し、性別にとらわれない個性を大切に教育・保育が実施できるよう、教職員、保育士等、保護者を対象とした研修を実施します。	こども課 学校教育課
38	男女共同参画の視点に立った授業などの取組の推進	児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育を実践し、性別にとらわれずそれぞれの個性を大切に男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	学校教育課



施策 12 多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
NO	取組	内容	担当課
39	キャリア教育 [※] の推進	児童・生徒を対象とし、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。 また、自立の意識及び確かな職業観、勤労観を育むための職場体験等を実施し、事前・事後指導の充実を図ります。	学校教育課
40	家庭の教育力を高める講演会などの開催及び講座の開催支援	「親の力」をまなび合う学習プログラムを活用した家庭教育支援講座の開催や講座を進行するファシリテーター [※] の養成に取り組みます。また、青少年健全育成団体等が行う講演会等に対して助言や支援を行います。	生涯学習課
41	地域における人材育成	地域において女性を含むより多くの市民が活躍できるようNPO等の支援や各種団体などと連携して人材育成を行うとともに、より多くの市民等が地域で活躍できるよう、まちづくり活動について学べる機会や自らの取組について情報発信できる場を提供します。	生涯学習課 地域振興課

基本方針 7 性の多様性を認め合う意識の醸成

施策 13 性の多様性に関する理解の促進			
NO	取組	内容	担当課
42	性の多様性に関する市民理解の推進	性的マイノリティ [※] に対する偏見等をなくすために、性の多様性に関する理解を進めるための啓発を行います。	人権・市民生活課
43	性の多様性に関する教育の推進	すべての児童生徒が安心して自分らしく学校生活を送れるよう、性の多様性に関する理解を進めるための教育や配慮を行います。	学校教育課
44	パートナーシップ宣誓制度の周知	廿日市市パートナーシップ宣誓制度及び利用可能な行政サービスの周知を行います。	人権・市民生活課

基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本方針 8 生涯を通じた男女の健康支援

施策 14 ライフステージ※に応じたこころと体の健康支援			
NO	取組	内容	担当課
45	ライフステージ※に応じた健康の保持増進	生涯を通じた健康づくりのため、ライフステージ※に応じた健康づくりに関する啓発や健康教育・健康相談、健康診査を行います。	健康福祉総務課
46	こころの健康づくりの取組	相談しやすい体制づくりや、ライフステージ※に応じた相談窓口の周知に努めます。また、ゲートキーパー養成講座の実施や幅広い世代への普及啓発を行います。	健康福祉総務課
47	発達段階に応じた性教育の推進	各学校の年間指導計画に生命（いのち）の安全教育の指導を位置付け、児童・生徒への発達段階に応じた適切な性教育を推進します。	学校教育課
施策 15 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援			
NO	取組	内容	担当課
48	妊娠・出産・育児期の健康診査、相談、指導	妊娠期・産後の女性を対象とした健康診査、出産を控えた男女への相談機会の確保を図ります。	子育て応援室

基本方針 9 DV※等の防止と被害者への支援の推進

施策 16 DV※等を防止するための啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
49	DV※（デートDV）防止に向けた啓発	市民、事業者、学生等に対して、市広報紙やリーフレット、啓発カード等を通じて、被害者・加害者にならないためのDV※防止に向けた啓発を行います。	人権・市民生活課
50	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	国の「女性に対する暴力をなくす運動」と連携し、ポスターやパネル展示などにより、広く市民の啓発を行います。	人権・市民生活課 子育て応援室
施策 17 DV※等被害者への相談・支援の推進			
NO	取組	内容	担当課
51	DV※等被害者への相談・支援	DV※等被害者が自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた相談・支援を行います。	子育て応援室
52	相談窓口の周知・充実	学校内での相談窓口や、人権擁護委員協議会のこどもの人権SOSミニレターの周知など、児童・生徒・保護者が相談しやすい環境の整備を行うとともに、市広報やホームページ、リーフレット等を活用して、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課 人権・市民生活課



施策 18 ハラスメントの防止の啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
53	☆ 各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発	市民、事業者に対し、広報紙、ホームページや講座、研修会の実施などにより地域、職場、家庭などあらゆる場面でのハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともにハラスメントに対する相談窓口の周知を図ります。	人権・市民生活課

基本方針 10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

施策 19 生活上の困難を抱える人への支援			
NO	取組	内容	担当課
54	生活上の困難を抱える人に対する包括的な支援の推進	どこに相談したらいいか分からない相談や複雑、複合化した生活上の困難を抱えた人の相談を「相談まるごとサポートデスク」で受け止め、本人の立場に寄り添い、様々な機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。	地域共生社会推進室
55	困難な問題を抱える女性への相談・支援	広報紙、ホームページ等で相談窓口の周知を図るとともに、女性相談支援員による相談対応等を通じて、関係機関と連携・協力し、相談者が安心して自立した生活を送れるよう支援します。	子育て応援室
56	生活困窮者への支援	生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、様々な支援（自立相談支援・家計改善・就労支援・居住支援等）を実施します。	生活福祉課
57	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭を対象に、相談事業を実施するとともに、経済的支援や就業のための資格取得などの各種支援を実施します。	こども課
58	高齢者の生きがい対策・社会参加の推進	高齢者が生きがいをもって社会との関わりを持ちながら暮らしていけるよう、高齢予防、地域活動への参加、就労支援などの取組を推進するとともに、廿らっプラチナボランティアや地域の多様な住民主体の活動を引き続き支援します。	高齢介護課
59	障がいのある人への支援	相談機関や就労の各関係機関と連携を図りながら、雇用機会の拡大に努めるとともに、就労や社会参加に向けた訓練や相談などの支援を行います。	障害福祉課
60	外国人への支援	多言語での生活情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、日本語教室の学習支援者の発掘や育成など日本語学習等の支援を行います。	国際交流・多文化共生*室



4 計画の数値目標

(1) 成果指標と数値目標

数値目標は、取組を進める上で、男女共同参画に関する現状がどう変わったかが具体的に分かるよう、基本方針ごとに指標と数値目標を掲げ、達成度を測ります。

これらの数値の目標年次は、前期実施計画の期間である令和12(2030)年度までとし、そこまでの結果によって、基本方針の数値目標達成度を検証し、後半5年間での取組に生かします。

(2) 状況把握のための参考指標

市の現状を把握し、取組の見直し等に活用するための参考指標を設定します。

成果指標と数値目標

指標	数値		資料等	担当課
	現況(R6年度)	目標(R12年度)		
基本方針1 働く場における男女共同参画の推進				
1 職場での男女の平等感	22.0%	28.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
2 はつかいち子育て応援宣言企業登録数	0社 (R7.4.1)	150社	実績値	産業振興課
3 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	96社/4,220社	106社	労働局調べ	産業振興課
4 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	41社/4,220社	46社	労働局調べ	産業振興課
基本方針2 仕事と生活の両立支援				
5 家庭での家事・育児・介護分担の満足度	68.7%	80.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
6 性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民の割合	53.9% (R7年度)	61.8%	未来ビジョンアンケート(毎年)	人権・市民生活課
7 保育園待機児童数 (10月1日現在)	47人 (R7.10.1)	0人	実績値	こども課
8 子育てと仕事を両立できている18歳以下の子どもを持つ市民の割合	59.4% (R7年度)	70.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	こども課
9 男性の育児休業所得率(市内事業所における)	48.6% (R5年度)	85.0%	男女共同参画 事業所アンケート (5年毎)	人権・市民生活課



基本方針3 地域における男女共同参画の推進				
10 女性町内会長の割合	14.6% (R7.4.1)	20.0%	実績値	地域振興課
11 消防団員に女性が占める割合	5.36% (R7.4.1)	6.7%	実績値	消防本部総務課
12 防災士資格取得者に占める女性の割合(市の防災士養成講座研修事業による)	15.7% (R7.4.1)	20.0%	実績値	危機管理課
基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大				
13 市の審議会等における女性委員の占める割合(法令・条例によって設置されたもの)	26.6% (R7.4.1)	30.8%	実績値	人権・市民生活課
14 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合【保育職・消防職を除く】	21.8% (R7.4.1)	30.0% (R11 年度)	実績値 (廿日市市特定事業 主行動計画)	人事課
15 市内事業所における管理職(課長級以上)に占める女性の割合	14.4%	22.2%	男女共同参画 事業所アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり				
16 社会全体での男女の平等感	10.7%	18.5%	男女共同参画 市民アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
17 夫(男)は外で働き、妻(女)は家庭を守るのが望ましいという考え(固定的性別役割分担意識*)に賛成しない市民の割合	72.8%	78.0%	男女共同参画 市民アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にされた教育の推進・充実				
18 性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよいと考える中・高校生の割合	85.6%	89.2%	男女共同参画中・ 高校生アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
基本方針7 性の多様性を認め合う意識の醸成				
19 LGBT(Q+)*という言葉の意味を理解している人の割合	51.5%	65.0%	男女共同参画 市民アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課



基本方針8 生涯を通じた男女の健康支援				
20 がん検診を受けている市民の割合(子宮頸がん、20～69歳)	40.5% (R4年度)	50.0%	未来ビジョンアンケート(毎年) ※策定時現状値は健康増進計画アンケート	健康福祉総務課
21 がん検診を受けている市民の割合(大腸がん、40～69歳)	34.1% (R4年度)	47.0%		
基本方針9 DV [*] 等の防止と被害者への支援の推進				
基本方針10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進				
22 困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2% (R7年度)	60.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	健康福祉総務課

状況把握のための参考指標

指標	現況値	資料等	担当課
1 他者との違いを認め、互いを尊重している市民の割合	41.3% (R7年度)	未来ビジョンアンケート(毎年)	人権・市民生活課
2 市議会における女性議員の割合	25.9% (R7.4.1)	実績値	人権・市民生活課
3 DV [*] に関する相談件数	62件(R6年度)	実績値	子育て応援室
4 3年以内にハラスメントの被害を受けたことがある人(セクハラ、パワハラ、マタハラ)	セクハラ 4.8% パワハラ 14.6% マタハラ 0.8% (R6年度)	男女共同参画市民アンケート(5年毎)	人権・市民生活課